（証券コード6822）
2024年６月12日

株　主　各　位

横浜市港北区菊名七丁目３番16号
大 井 電 気 株 式 会 社
代表取締役社長　石　田　　甲

第100期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第100期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第100期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

https://corporate.ooi.co.jp/ir/stock/meeting/

　また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認下さい。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「大井電気」又は「コード」に当社証券コード「6822」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／ＰＲ情報」を順に選択して「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認下さい。）

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、３頁から４頁のご案内に従って書面又は電磁的方法（インターネット）により、2024年６月26日（水曜日）午後５時15分までに議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1．日　　時　2024年６月27日（木曜日）午前10時

2．場　　所　横浜市港北区菊名七丁目３番16号
当社本店会議室（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい。）

3．会議の目的事項

報告事項１．第100期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第100期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

第２号議案　補欠の監査等委員である取締役３名選任の件

4．招集にあたっての決定事項

（1）電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
② 事業報告の「株式会社の支配に関する基本方針」
③ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
④ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

（2）書面（郵送）とインターネットの両方で重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

（3）ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛の表示があったものとして取り扱います。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会に
ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。

日　時

2024年6月27日（木曜日）
午前10時（受付開始:午前9時半）



書面（郵送）で議決権を
行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函下さい。

行使期限

2024年6月26日（水曜日）
午後5時15分到着分まで



インターネットで議決権を
行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力下さい。

行使期限

2024年6月26日（水曜日）
午後5時15分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

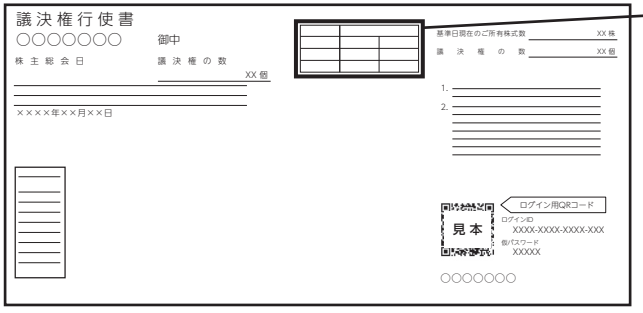

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

第１号・第２号議案

- **全員賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **全員反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**
- **一部の候補者に反対する場合** ≫ **「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。**

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）とインターネットの両方で重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

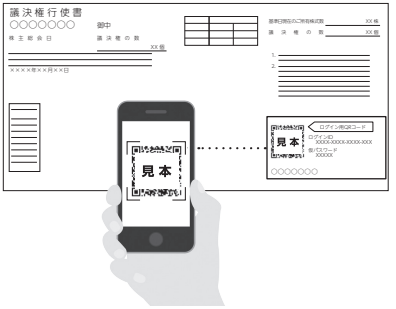

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

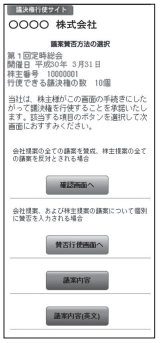

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト **https://evote.tr.mufg.jp/**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

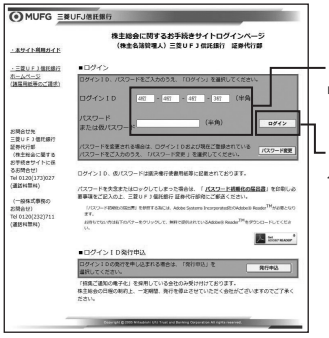

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）が任期満了となりますので、取締役５名の選任をお願いするものであります。なお、本議案は取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会での審議を経ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	石田（いしだ）　甲（こう） （1963年6月18日生）	1987年４月　㈱三和銀行入行 1997年７月　当社入社 1999年６月　当社取締役経営管理本部長付 2003年４月　当社取締役第１事業部大阪支社長 2004年５月　当社取締役事業本部大阪支社長 2007年７月　当社取締役第三営業本部長 2012年４月　当社取締役管理統轄副統轄兼経営管理第二本部長 2013年６月　当社常務取締役 2014年４月　当社取締役社長（現任）	44,479株
	（取締役候補者とした理由及び期待される役割） 金融機関での勤務を経て営業部門の責任者を務めたこと、取締役社長として当社グループ経営を牽引してきたことによる豊富な経験と実績を活かすことにより、取締役会の業務執行決定機能及び監督機能に係る実効性の確保・向上が期待されるため、引続き取締役として選任をお願いするものであります。		

<table>
<tr><td>候補者
番　号</td><td>氏　　名
(生 年 月 日)</td><td>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</td><td>所 有 す る
当社株式の数</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>仁 井 克 己
(1961年９月27日生)</td><td>1985年４月　東京電力㈱入社
2009年７月　同社電子通信部通信企画グループマネージャー
2012年10月　同社電子通信部長代理
2013年６月　同社江東支社長
2017年７月　当社第一営業本部長付
2019年４月　当社営業統括副統括
2019年６月　当社取締役営業統括副統括
2020年４月　当社取締役経営管理本部長（現任）</td><td>2,224株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役候補者とした理由及び期待される役割）
電力会社における電子通信部門、支社長勤務を経て、営業部門責任者を務めたことによる豊富な経験と実績を活かすことにより、取締役会の業務執行決定機能及び監督機能に係る実効性の確保・向上が期待されるため、引続き取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>岡 本 和 久
(1966年10月１日生)</td><td>1987年４月　当社入社
2007年７月　当社システムエンジニアリング本部通信伝送システム部次長
2008年４月　当社ＳＥセンター長
2012年４月　当社営業統轄ＳＥセンター長
2015年４月　当社水沢製作所長
2017年４月　当社執行役員水沢製作所長
2022年６月　当社取締役ＳＥ本部長
2023年４月　当社取締役ＳＥ本部長兼仙台研究開発センター長
2024年４月　当社取締役ＳＥ本部長（現任）</td><td>3,926株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役候補者とした理由及び期待される役割）
ＳＥ本部長・製作所長として、営業及び技術の分野における責任者を務めたことによる豊富な経験と実績を活かすことにより、取締役会の業務執行決定機能及び監督機能に係る実効性の確保・向上が期待されるため、引続き取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	菅野 新智 (かんの よしのり) (1961年3月24日生)	1984年10月　大井電子（株）入社 2000年４月　当社通信伝送事業部システム１部顧客支援推進室長 2005年４月　当社生産本部ソフトウェア２部長 2009年４月　当社水沢製作所NW・監視制御システム技術部長 2012年４月　当社水沢製作所通信システム第二技術部長 2015年４月　当社水沢製作所副所長兼通信システム第二技術部長 2019年４月　当社水沢製作所長 2021年４月　当社執行役員水沢製作所長 2023年６月　当社取締役水沢製作所長（現任）	0株
	（取締役候補者とした理由及び期待される役割） ソフトウェア部門長として開発を経験し、また製作所長として生産・技術部門の責任者を務めたことによる豊富な経験と実績を活かすことにより、取締役会の業務執行決定機能及び監督機能に係る実効性の確保・向上が期待されるため、引続き取締役として選任をお願いするものであります。		
5 ※	佐藤 啓之 (さとう ひろゆき) (1964年8月22日生)	1987年４月　三菱電機（株）入社 2016年４月　同社関西支社通信システム部長 2018年４月　同社関西支社通信システム部長兼中部支社通信システム部長 2020年４月　当社出向、第二営業本部長付 2022年４月　当社第二営業本部本部長付 2023年４月　当社第二営業本部副本部長 2024年４月　当社営業統括兼第二営業本部長（現任）	0株
	（取締役候補者とした理由及び期待される役割） 総合電機メーカーにおける通信システム部門での勤務を経て、営業部門責任者を務めたことによる豊富な経験と実績を活かすことにより、取締役会の業務執行決定機能及び監督機能に係る実効性の確保・向上が期待されるため、取締役として選任をお願いするものであります。		

（注）1.　上記各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2.　※印は、新任の取締役候補者であります。
3.　当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求等に起因して被保険者が被る損害を補償することとしており、上記各候補者の選任が承認された場合、各候補者は被保険者に含まれることとなります。なお、保険料は当社が全額負担しております。

（ご参考）株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

取締役（監査等委員である取締役を除く。）

取締役 属性	企業経営 経営戦略	技術 研究開発	営業	製造 品質	法務 コンプライアンス リスク管理	財務 会計	IT DX	人事 人材開発	ESG サステナビリティ
石田　甲	○		○		○	○		○	○
仁井　克己	○				○	○	○	○	○
岡本　和久	○	○	○	○			○		
菅野　新智	○	○		○			○		○
佐藤　啓之	○		○				○		○

監査等委員である取締役

取締役 属性	企業経営 経営戦略	技術 研究開発	営業	製造 品質	法務 コンプライアンス リスク管理	財務 会計	IT DX	人事 人材開発	ESG サステナビリティ
藤井　正人	○	○		○	○				
安井　宏樹	○				○	○			
本村　健	○				○				○

（注）一覧表は各自が有する全ての知見や経験を表すものではありません。

第２号議案　補欠の監査等委員である取締役３名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであり、佐々木正光氏は監査等委員である取締役藤井正人氏の補欠者、杉本武史氏は監査等委員である社外取締役安井宏樹氏の補欠者、三浦繁樹氏は監査等委員である社外取締役本村健氏の補欠者であります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	佐々木（ささき）　正光（まさみつ） （1958年７月６日生）	1977年４月　大井電子㈱入社 2008年４月　当社品質保証部次長 2012年４月　当社品質保証部次長兼同部信頼性管理グループマネージャー 2013年４月　当社監査室副室長 2013年６月　当社監査室長兼監査役付 2017年６月　当社監査役（2021年６月24日退任）	1,706株
	（補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割） 佐々木正光氏を補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由は、監査等委員である取締役に就任した際、当社監査役としての経験を踏まえ、監査に関する豊かな経験と高い見識に基づき、広範かつ高度な視野で経営につき提言いただくためであり、取締役会の業務執行決定機能及び監督機能に係る実効性の確保・向上を期待しております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	杉本武史 (1962年1月3日生)	1985年４月　東洋信託銀行㈱入行 2003年10月　UFJ信託銀行㈱証券業務部営業企画ライン次長 2007年６月　三菱UFJ信託銀行㈱大宮支店長 2013年６月　三菱UFJ信託銀行㈱執行役員 横浜駅西口支店長 2018年６月　三菱UFJトラスト保証㈱取締役社長 2022年４月　三菱UFJトラスト保証㈱取締役会長（現任）	0株
	（補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割） 杉本武史氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、監査等委員である社外取締役に就任した際、金融機関における豊富な経験・見識のみならず、取締役としての経験から、広範かつ高度な視野で経営につき提言いただくためであり、取締役会の業務執行決定機能及び監督機能に係る実効性の確保・向上を期待しております。		
3	三浦繁樹 (1971年6月24日生)	1999年４月　弁護士登録（第一東京弁護士会） 児玉・齋藤法律事務所入所 2003年３月　半蔵門総合法律事務所パートナー（現任） 2014年４月　第一東京弁護士会常議員会副議長 2015年４月　最高裁判所司法研修所教官 2020年４月　第一東京弁護士会副会長	0株
	（補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割） 三浦繁樹氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、監査等委員である社外取締役に就任した際、弁護士としての法律に関する高い見識に基づき、広範かつ高度な視野で経営につき提言いただくためであり、取締役会の業務執行決定機能及び監督機能に係る実効性の確保・向上が期待されるため、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断したためであります。		

（注）1. 上記各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 杉本武史氏及び三浦繁樹氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 杉本武史氏及び三浦繁樹氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、両氏との間において、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求等に起因して被保険者が被る損害を補償することとしており、上記各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、各候補者は被保険者に含まれることとなります。なお、保険料は当社が全額負担しております。

以上

事　業　報　告

（2023年４月１日から2024年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響の縮小に伴い、社会経済活動の正常化が進みました。しかしながら、世界的なインフレや為替変動、各国の金融引き締め政策の影響や、長期化する地政学リスク等に起因した原材料価格の高騰や円安基調が続いており、景気先行き感は依然として不透明な状況が継続しております。

当社グループをとりまく市場動向につきましては、企業のＤＸ投資の推進等によるデータトラヒックの増大、ＩｏＴデバイスの増加による設備投資の増加、2025年以降の次世代スマートメーターシステム導入に向けた市場の拡大により、当社ビジネス参入機会の拡大が見込まれております。

当連結会計年度の売上高につきましては、部材調達問題が解消に向かったことに加え、調達時期の前倒しに向けた継続的な交渉の結実等により生産活動の正常化が急速に進み、特に情報通信機器製造販売が増加した結果、281億17百万円（前期比22.6％増）となりました。

損益につきましては、情報通信機器製造販売における売上の増加に加え、人件費削減を含む全社的なコスト削減の徹底や、材料費、製造コストの販売価格への一部転嫁等の諸施策を実施したことにより、営業利益は９億19百万円（前期は営業損失４億66百万円）、経常利益は８億39百万円（前期は経常損失４億39百万円）となりました。以上の損益から繰延税金資産の積み増しに伴う法人税等調整額△３億61百万円（△は益）等を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は７億59百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失８億11百万円）となりました。

［情報通信機器製造販売］

光波長多重化伝送装置及び電力スマートメーター向け通信機器を中心としたIoT関連装置事業の売上の増加があったため、売上高は154億83百万円（前期比36.0％増）となりました。セグメント損益につきましては、材料費、製造コストの販売価格への一部転嫁を含む売上の増加やコスト削減により４億43百万円の利益（前期は６億72百万円の損失）となりました。

［ネットワーク工事保守］

主に電力向け通信機器工事が増加したため、売上高は126億33百万円（前期比9.4％増）となりました。セグメント損益につきましては４億38百万円の利益（前期比110.7％増）となりました。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資は３億89百万円であり、その主なものは、社内情報システム改修及び機器の生産増強のための設備や新製品開発用の試験装置等であります。なお、増資や社債発行等による特別な資金調達は行っておりません。

(3) 財産及び損益の状況

区分＼期別	第97期 (2021年３月期)	第98期 (2022年３月期)	第99期 (2023年３月期)	第100期 (2024年３月期)
売上高(千円)	29,410,371	24,735,568	22,926,723	28,117,680
営業利益又は損失(△)(千円)	303,392	△819,018	△466,650	919,006
経常利益又は損失(△)(千円)	375,869	△794,971	△439,531	839,864
親会社株主に帰属する当期純利益又は損失(△)(千円)	139,653	△1,023,544	△811,863	759,509
１株当たり当期純利益又は損失(△)(円)	107.87	△788.03	△624.04	583.30
総資産(千円)	22,416,836	21,796,174	21,633,296	23,881,958
純資産(千円)	8,451,599	7,405,199	6,584,651	7,993,479

＜第97期＞

売上高につきましては、情報通信機器製造販売及びネットワーク工事保守事業が共に堅調に推移いたしました。損益につきましては、情報通信機器製造販売において、主力製品の利益改善の遅れや、開発費用、品質対応費用の増加があったため、大幅に減少する結果となりました。

＜第98期＞

売上高につきましては、世界的な部材不足及びこれに伴う極度の需給逼迫の影響を受けた部材調達の遅れ等により、情報通信機器製造販売が減少いたしました。損益につきましては、部材調達に起因する売上の減少、部材価格の上昇等による原価率の悪化により、過年度より大幅に減少する結果となりました。

＜第99期＞

売上高につきましては、部材調達問題に起因する生産への影響が長期化しており、生産に必要な一部主要部材確保が出来なかったこと等により生産活動が停滞した結果、情報通信機器製造が減少いたしました。損益につきましては、部材調達問題に起因する売上の減少があったものの、コスト見直し施策等の実施により損失額が減少いたしました。

＜第100期＞

「１．企業集団の現況に関する事項（1）事業の経過及び成果」に記載しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループの属する情報通信機器業界は、第5世代移動通信システム（5G）に代表される新たな情報通信ニーズ、増大する通信トラヒックへの対応として通信インフラへの設備投資が拡大基調にあること、IoT技術の利用による未開拓分野への情報通信技術の適用拡大を背景に、情報通信機器市場のより一層の拡大が期待されています。加えて企業のDX（デジタルトランスフォーメーション）投資の進展や、SDGs達成のためのデジタル技術の活用などが情報通信設備の需要を後押ししております。

一方で情報通信技術の発展に伴う技術の更なる高度化、情報通信機器のコモディティ化が進展しており、これに対応するためには技術力及び製品付加価値の継続的な向上が必須であります。また、物価や為替相場の影響によるエネルギー価格、原材料価格の高騰等により、今後も部材調達コストを中心とする製造コストの高止まりが見込まれます。

当社グループといたしましては、こうした環境変化に対応して、安定的な収益基盤の構築を図り、成長分野に向け、引続き以下の具体的施策の展開を推進してまいります。

① 経営戦略

当社グループは、大井電気㈱及びオオイテクノ㈱が主に情報通信機器製造販売事業を、日本フィールド・エンジニアリング㈱及び日本テクニカル・サービス㈱が主にネットワーク工事保守事業を営んでおります。各社の自立経営を基本としつつ、グループ間でのシナジーを発揮することで、グループ全体での事業規模・利益拡大を図ってまいります。

各セグメントの経営戦略は以下のとおりです。

（情報通信機器製造販売）

情報通信機器業界は、事業環境の変化が激しく、特に成長分野においては競争が激化する傾向にありますが、将来を見据えた研究開発・人材育成を着実に推進するとともに、コスト競争力の強化に取り組むことで、中長期的な事業規模の拡大・利益成長を目指してまいります。

社会インフラ（電力、鉄道、官公庁、通信キャリアなど）向けの情報通信機器については、基盤事業におけるシェアの拡大を図るとともに、OTN（*1）プラットフォーム事業、IoT関連に利用されるLPWA（*2）事業など昨今の通信インフラの多様化・効率化ニーズに対応した事業や、第２世代スマートメーター関連事業、エネルギーマネジメントシステム関連事業など社会的なニーズの高い新規事業に積極的に取り組んでまいります。

*1 Optical Transport Network

*2 Low Power Wide Area

（ネットワーク工事保守）

ネットワーク工事保守業界においては、防災・減災・国土強靭化に必要な通信インフラの敷設・整備に関する事業機会が見込まれるものの、一方で価格競争は近年益々激化する

傾向にあり、価格対応力の強化が大きな課題となっております。

こうした厳しい環境下でありますが、長年培ってきた、保守・工事におけるノウハウ・技術力を生かし、また価格対応力を強化することで、着実に事業規模の拡大・利益成長を目指して取り組んでまいります。

② 経営体質の強化

当社グループは、電力会社・官公庁等の事業の関係から下半期に売上計上が集中し、また、顧客の調達方針の変化等が業績に与える影響も大きいことから、生産性向上活動の推進や事業性を吟味した設備投資など、収益規模変動に柔軟に対応できる経営体質を確保してまいります。また、製造コストの高止まりへの対応として、調達レジリエンスの強化や販売価格への転嫁交渉を継続して推進してまいります。

③ 企業価値向上に向けた取り組み

コア技術や将来方向を見据えた人的資源の配置と人材育成に努めるとともに、コンプライアンス、環境等の社会的責任課題に対して、全体最適の観点から企業価値向上に取り組んでまいります。

(5) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、過年度において情報通信機器製造販売における部材長納期化問題の影響を強く受けたため、生産に必要な一部主要部材確保の目処が立たないこと等により生産活動が停滞し、売上が大幅に減少した結果、２期連続で営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上しており、これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しておりました。

これに対し、当該年度においては調達環境の改善が進んだことに伴う重要な大型受注案件の売上確保、増加コストの販売価格への転嫁や人件費・経費等のコスト削減の推進を中心とした収益基盤の改善施策を推進した結果、営業利益９億19百万円を計上いたしました。また財務面におきましても、部材在庫の管理強化により資産効率を高める等の財務基盤の健全化施策の月次管理を引き続き実行することにより、営業キャッシュ・フローにおいて16億41百万円の資金の増加がありました。

以上のことから、部材長納期化問題に起因する業績及び財政悪化の状態は大幅に改善しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況は解消したと判断しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
日本フィールド・エンジニアリング株式会社	75,000千円	53.18%	電子通信施設、給電施設の工事、通信線路工事及び保守受託業務
日本テクニカル・サービス株式会社	50,000千円	100%	各種電子機器及び通信機器の据付工事並びに保守受託業務及び販売
オオイテクノ株式会社	20,000千円	100% (25%)	各種通信機器・電子機器のソフトウェアの開発、設計及び販売
株式会社エヌ・エフ・サービス	10,000千円	53.18% (53.18%)	電子通信施設、給電施設の工事・保守受託業務

(注) 議決権比率の( )内の数値は、間接保有による議決権比率であります。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容（2024年３月31日現在）

当社グループは、以下の製品の製造、販売並びに工事・保守受託業務等を主な事業内容としております。

区分	主な製品
情報通信機器製造販売	光伝送システム、セキュリティ・監視システム、リモート計測・センシングシステム、無線応用システムの関連機器
ネットワーク工事保守	通信設備、光ネットワーク、ＣＡＴＶ等の工事・保守

(8) 主要な事業所、工場及び研究所（2024年３月31日現在）

当社本社　横浜市港北区菊名七丁目３番16号
当社支社　６支社（札幌市・仙台市・名古屋市・吹田市・広島市・福岡市）
当社工場　水沢製作所（奥州市）
当社研究所　仙台研究開発センター（仙台市）
子会社　日本フィールド・エンジニアリング㈱　国内10拠点
日本テクニカル・サービス㈱　国内11拠点
オオイテクノ㈱　国内２拠点
㈱エヌ・エフ・サービス　国内１拠点

(9) 従業員の状況（2024年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
情報通信機器製造販売	480名	4名減
ネットワーク工事保守	503名	17名減
合　　計	983名	21名減

② 当社の従業員の状況

従　業　員　数		前期末比増減	平　均　年　令	平均勤続年数
男　　子	366名	5名減	46.7才	21.6年
女　　子	54名	－	46.6才	21.0年
合計又は平均	420名	5名減	46.7才	21.5年

(10) 主要な借入先の状況（2024年３月31日現在）

借　入　先　名	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	2,825,010千円
株式会社三井住友銀行	1,540,000千円
株式会社みずほ銀行	800,000千円
株式会社岩手銀行	548,100千円
株式会社横浜銀行	520,000千円
株式会社りそな銀行	300,000千円

(11) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社は、中長期的な企業価値の向上を基本目標としつつ、利益配分については、当期の業績及び今後の業績動向、将来への成長投資、財務体質の強化を総合的に勘案し、中長期的な株主利益の向上を図ることを基本方針としております。

2．会社の株式に関する事項（2024年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　5,480,000株
(2) 発行済株式総数　1,470,000株（自己株式 167,374株）
(3) 株主数　1,016名
(4) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
三菱電機株式会社	247千株	18.98%
UNEARTH INTERNATIONAL LIMITED	106千株	8.19%
石田甲	44千株	3.41%
株式会社SBI証券	43千株	3.37%
島根良明	41千株	3.17%
KMマネジメント株式会社	40千株	3.14%
大井電気従業員持株会	34千株	2.63%
楽天証券株式会社	32千株	2.40%
石田哲爾	31千株	2.40%
三菱UFJ信託銀行株式会社	30千株	2.30%

（注）持株比率は、自己株式（167,374株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役を除く）	1,163株	5名
取締役（監査等委員）	215株	3名

3．会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2024年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況	重要な兼職先と当社との関係
取締役社長 (代表取締役)	石田　甲	日本フィールド・エンジニアリング㈱　取締役会長	子会社
取締役	仁井克己	経営管理本部長	
取締役	岡本俊也	営業統括副統括兼第二営業本部長	
取締役	岡本和久	SE本部長	
取締役	菅野新智	水沢製作所長	
取締役 (監査等委員)	藤井正人		
取締役 (監査等委員)	安井宏樹	日本テクニカル・サービス㈱　監査役	子会社
取締役 (監査等委員)	本村　健	岩田合同法律事務所パートナー 株式会社データ・アプリケーション社外取締役監査等委員 学校法人大妻学院　社外理事 株式会社トッパンフォトマスク　社外監査役	重要な取引関係なし

（注）1. 監査等委員である取締役の安井宏樹氏および本村健氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として、2023年６月、同取引所に届け出ております。

2. 監査等委員である取締役の安井宏樹氏は金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反であることを認識しながら行った行為等に起因する対象事由等、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役（監査等委員を含む。）であり、当社が保険料の全額を負担しております。

(3) 常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由

当社は、監査等委員の調査・監査機能を強化し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における状況共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とするため、藤井正人氏及び安井宏樹氏を常勤の監査等委員として選任しております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の役員報酬は、持続的かつ安定的な成長による企業価値の向上を図る上で、各々の役員が果たすべき役割を最大限発揮するためのインセンティブ及び当該役割発揮に対する対価として機能することを目的とし、取締役が担う短期・中長期の経営責務に対するバランスを備えたインセンティブ制度の構築を図ることを、報酬決定に関する基本方針としています。

具体的には、取締役報酬は、業績に連動しない金銭報酬として毎月定額で支払う基本報酬と、業績に連動する報酬として短期業績に連動する金銭報酬である賞与及び中長期的な株主価値に連動する非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬から構成されております。

報酬限度額は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役において、それぞれ別に株主総会の決議により決定されており、その各限度額の範囲内において取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬は取締役会（含代表取締役一任）において、監査等委員である取締役報酬は監査等委員である取締役の協議に基づき、総額及び各人への配分を決定しています。

当社は、当該決定方針の決定について、取締役会の決議によることとしており、当事業年度におきましては2022年４月27日開催の取締役会において決議しました方針に基づき役員報酬を決定しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2021年６月24日開催の第97期定時株主総会において年額１億10百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分に属する給与及び賞与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役員数は５名です。

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬の付与のために支給する債権の総額は、2021年６月24日開催の第97期定時株主総会において年額36百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）員数は５名です。

当社監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2021年６月24日開催の第97期定時株主総会において年額46百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は３名です。

当社監査等委員である取締役の非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬の付与のために支給する債権の総額は、2022年６月29日開催の第98期定時株主総会において年額720万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は３名です。

③　取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬のうち、基本報酬、賞与及び譲渡制限付株式報酬についての決定を代表取締役社長石田甲に委任しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、迅速な意思決定を行うためには、代表取締役社長である石田甲に委任することが最も適していると判断したためであります。

なお、当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役社長石田甲は指名・報酬委員会の答申を踏まえて個人別の報酬等の額を決定するものとしております。

④　取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く。）	18,033	15,720	－	2,313	5
監査等委員である取締役（うち社外取締役）	22,315 (13,499)	21,870 (13,230)	－	445 (269)	4 (3)

⑤　業績連動報酬等に関する事項

当社は、取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、取締役に対して業績連動報酬等として賞与及び譲渡制限付株式報酬を支給しております。

賞与は、責任の明確化を図るため取締役の任期が１年となっていることに鑑みて、単年度の会社業績及び担当職位毎に設定した目標達成度を指標とし、当該事業年度の連結業績（売上高、営業利益、純利益等を総合的に勘案）に連動して取締役会で決定しています。業績指標として、単年度の会社業績及び担当職位毎に設定した目標達成度を選定した理由は、事業年度の業績を端的に評価するとともに、取締役が中長期的に果たすべき職責を表すために適切であると判断したためであります。

毎期の連結業績評価の検討、審議を取締役会で行う際には、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、相当と思われる額を取締役会及び監査等委員会にて決定しております。

当事業年度を含む売上高、営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益の推移は１.（3）財産及び損益の状況に記載のとおりです。

譲渡制限付株式報酬は、交付時期を退任時とした株式報酬であり、在任期間中に株式を実際に保有することで、株式報酬が目指している株主として保有という目的を直接的かつ強力に実現するものであります。

なお、本株式報酬の決定については、指名・報酬委員会の答申を受けた取締役会が定めた報酬方針・手続きに則り、既定のテーブルに基づき決定しております。

⑥　非金銭報酬等の内容

取締役が株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、取締役に対して譲渡制限付株式報酬を交付しております。

当該株式報酬の内容及びその交付状況は前記⑤及び２．会社の株式に関する事項に記載のとおりです。

(5) 社外役員に関する事項

①　他の法人等との兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

各社外役員の重要な兼職先と当社との関係は、前記(1)「取締役の状況」に記載のとおりです。

②　当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	安井　宏樹	当事業年度開催の取締役会(14回)及び監査等委員会(12回)の全てに出席し、取締役会の意思決定の適正性・妥当性を確保するための質問、助言を行っております。また、常勤の監査等委員である取締役として、他の取締役からの聴取、代表取締役との意見交換、事業所・子会社の往査なども行っております。
取締役 (監査等委員)	本村　健	就任後の当事業年度開催の取締役会(11回)及び監査等委員会(10回)の全てに出席し、弁護士としての専門知識と他の企業における取締役及び監査役として培ってきた豊富な経験・見識から、取締役会の意思決定の適正性・妥当性を確保するための質問・助言を適宜行っております。

③　責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役安井宏樹氏及び本村健氏との間において、会社法第427条第１項並びに定款第33条の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

会社法第423条第１項の損害責任について、責任の限度額は、法令が規定する額としております。

4．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称　　保森監査法人

（注）当社の会計監査人でありましたEY新日本有限責任監査法人は、2023年６月29日開催の第99期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 会計監査人の報酬等の額

	EY新日本有限責任監査法人	保森監査法人
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	2,398千円	31,600千円
②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	2,398千円	31,600千円

1. 監査等委員会は、会計監査人から、当年度の事業年度の監査日数、人員配置など監査計画の説明を受け、前年度の実績と評価、当年度の会計監査人の監査の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬額について同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他必要があると判断した場合は、監査等委員会で審議し、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人の解任を検討いたします。

会計監査人を解任した場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**18,839,296**	**流動負債**	**12,847,163**
現金及び預金	2,883,021	支払手形及び買掛金	2,319,534
受取手形	27,600	電子記録債務	110,541
売掛金	8,411,591	短期借入金	6,030,000
契約資産	314,607	1年内返済予定の長期借入金	54,756
電子記録債権	623,255	リース債務	17,945
商品及び製品	710,568	未払金	1,691,448
仕掛品	4,095,354	未払法人税等	244,720
原材料及び貯蔵品	1,611,587	未払消費税等	562,059
その他	165,533	賞与引当金	777,687
貸倒引当金	△3,824	役員賞与引当金	13,811
固定資産	**5,042,661**	工事損失引当金	315,562
有形固定資産	**2,695,451**	資産除去債務	681
建物及び構築物	947,467	その他	708,415
機械装置及び運搬具	41,316	**固定負債**	**3,041,315**
工具器具及び備品	351,953	長期借入金	448,354
土地	1,312,178	リース債務	29,401
リース資産	42,535	長期未払金	39,046
無形固定資産	**747,854**	役員退職慰労引当金	30,822
ソフトウェア	257,329	退職給付に係る負債	2,408,237
その他	490,524	資産除去債務	84,781
投資その他の資産	**1,599,356**	その他	672
投資有価証券	648,207	**負債合計**	**15,888,478**
長期貸付金	3,549	**純資産の部**	
繰延税金資産	656,051	**株主資本**	**5,832,118**
その他	292,251	**資本金**	**2,708,389**
貸倒引当金	△704	**資本剰余金**	**1,401,317**
		利益剰余金	**2,240,116**
		自己株式	**△517,704**
		その他の包括利益累計額	**498,912**
		その他有価証券評価差額金	**252,365**
		退職給付に係る調整累計額	**246,547**
		非支配株主持分	**1,662,447**
		純資産合計	**7,993,479**
資産合計	**23,881,958**	**負債及び純資産合計**	**23,881,958**

連結損益計算書

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**28,117,680**
売上原価		**22,742,344**
売上総利益		**5,375,336**
販売費及び一般管理費		**4,456,330**
営業利益		**919,006**
営業外収益		
受取利息及び配当金	26,499	
雑収益	72,888	99,387
営業外費用		
支払利息	125,542	
雑損失	52,987	178,529
経常利益		**839,864**
特別利益		
投資有価証券売却益	47,822	47,822
特別損失		
投資有価証券評価損	87,103	87,103
税金等調整前当期純利益		**800,583**
法人税、住民税及び事業税	276,008	
法人税等調整額	△361,958	△85,949
当期純利益		**886,533**
非支配株主に帰属する当期純利益		127,023
親会社株主に帰属する当期純利益		**759,509**

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

２０２４年5月２３日

大 井 電 気 株 式 会 社

取締役会　　御　中

保森監査法人

東京都　千代田区

代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　二 木　　健 一

業務執行社員　公認会計士　広　部　岳　彦

監査意見

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、大井電気株式会社の２０２３年４月１日から２０２４年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大井電気株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を

作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。
　監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**12,619,922**	**流動負債**	**9,737,668**
現金及び預金	1,293,777	電子記録債務	110,541
受取手形	14,346	買掛金	1,959,796
電子記録債権	608,638	短期借入金	6,200,000
売掛金	4,658,445	1年内返済予定の長期借入金	54,756
製品	26,737	リース債務	17,945
半製品	606,190	未払金	184,052
材料	1,544,009	未払費用	226,300
仕掛品	3,722,155	未払法人税等	71,097
貯蔵品	13,194	未払消費税等	425,526
前渡金	3,734	前受金	160,485
前払費用	10,422	預り金	42,729
未収入金	113,683	賞与引当金	252,214
その他	5,534	工事損失引当金	31,000
貸倒引当金	△947	資産除去債務	681
固定資産	**3,136,898**	その他	540
有形固定資産	**1,716,406**	**固定負債**	**2,547,608**
建物	781,467	長期借入金	448,354
構築物	45,252	リース債務	29,401
機械装置	41,316	退職給付引当金	1,946,024
車両運搬具	0	長期未払金	39,046
工具器具備品	320,082	資産除去債務	84,781
土地	485,752	**負債合計**	**12,285,276**
リース資産	42,535	**純資産の部**	
無形固定資産	**702,723**	**株主資本**	**3,344,137**
ソフトウエア	183,513	**資本金**	**2,708,389**
その他	519,210	**資本剰余金**	**1,442,759**
投資その他の資産	**717,769**	資本準備金	1,442,759
投資有価証券	255,982	**利益剰余金**	**△289,307**
関係会社株式	168,025	その他利益剰余金	△289,307
長期前払費用	25,429	繰越利益剰余金	△289,307
繰延税金資産	230,562	**自己株式**	**△517,704**
その他	37,768	**評価・換算差額等**	**127,407**
		その他有価証券評価差額金	**127,407**
		純資産合計	**3,471,545**
資産合計	**15,756,821**	**負債及び純資産合計**	**15,756,821**

損 益 計 算 書

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**15,597,000**
売上原価		**11,753,713**
売上総利益		**3,843,286**
販売費及び一般管理費		**3,435,686**
営業利益		**407,599**
営業外収益		
受取利息及び配当金	153,674	
雑収益	78,387	232,062
営業外費用		
支払利息	129,292	
雑損失	51,960	181,253
経常利益		**458,407**
特別利益		
投資有価証券売却益	47,822	47,822
特別損失		
投資有価証券評価損	87,103	87,103
税引前当期純利益		**419,127**
法人税、住民税及び事業税	44,182	
法人税等調整額	△284,774	△240,591
当期純利益		**659,718**

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

２０２４年5月２３日

大 井 電 気 株 式 会 社

取締役会　　御　中

保森監査法人

東京都　千代田区

代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　二 木　　健 一

業務執行社員　公認会計士　広　部　岳　彦

監査意見

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、大井電気株式会社の２０２３年４月１日から２０２４年３月３１日までの第１００期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第100期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、重点監査項目等を定めた監査計画を策定し、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所について業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告の一部として当社ウェブサイトに記載されている会社法施行規則第118条第３号イの株式会社の支配に関する基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告の一部として当社ウェブサイトに記載されている株式会社の支配に関する基本方針は相当であると認めます。当該ウェブサイトに記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人保森監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人保森監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年５月28日

大井電気株式会社監査等委員会

常勤監査等委員　藤井　正人　㊞

常勤社外監査等委員　安井　宏樹　㊞

社外監査等委員　本村　健　㊞

以　上

株主総会会場ご案内図


◉菊名駅より徒歩７分
◉お車の場合は大豆戸交差点より
新横浜方向２つ目の信号を左折
してください。
至東京
至渋谷
東急東横線
大豆戸交差点
株主総会会場
文理学院
英女子
アマノ
ヒロセ
サミット
団地
団地
新幹線
クリーニング
網島街道
横浜銀行
一方通行
菊名
横浜アリーナ
至東神奈川
新横浜プリンスホテル
横浜線
至横浜
至第三京浜
港北インター
新横浜